

第3章 再生方針

1 再生方針1 計画的な更新・撤去による街路樹再生

再生方針1 計画的な更新・撤去による街路樹再生

- ねらい**
- 事故の危険性がある街路樹等を更新・撤去し、安全性を確保します
 - 地域と連携した樹木の更新を行い、都市や地域の魅力を高めます
 - 管理数量の見直し、剪定頻度の少ない樹種への更新により維持管理コストの縮減を図ります

老朽化や生育環境の悪化により倒木など事故の危険性がある街路樹や、大木化が進み道路空間や沿道状況とのバランスが悪く、交通安全や市民生活に影響を及ぼしている街路樹が多数存在します。これまでの剪定を中心とした管理だけでは、根本的な問題解消にはならず、この先の成長とともにリスクやコストが増大することが考えられます。

将来を見据えて、問題を抱えた街路樹の世代交代を図るため、計画的な更新・撤去を進めます。

取り組み

(1) 対象路線の具体化

路線毎の現状評価を行い、更新・撤去を行う対象路線と事業化の優先順を決め、街路樹再生プログラムを策定します。

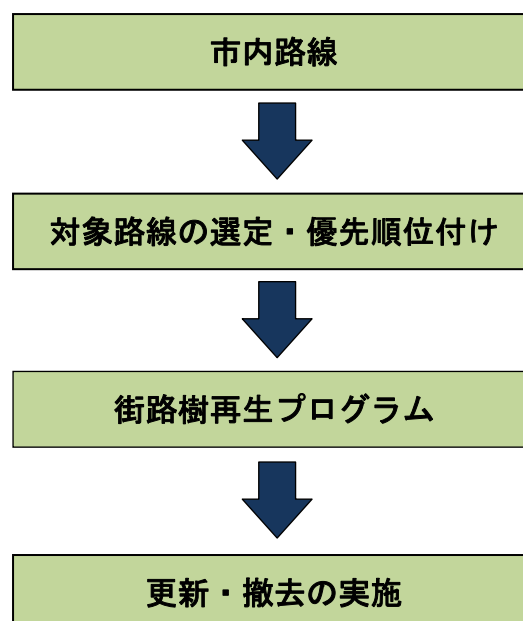


図-10 更新・撤去の進め方

＜更新の対象路線＞

更新の対象とする路線は、下表の評価の視点を用いて路線毎に点数化し、かつ地域の事情などを考慮した上で、事業化の優先順位付けをします。

表－4 更新対象路線の評価の視点

	評価の視点
①	樹木の老朽化や大木化等による課題が多い路線 ・倒木等の事故事例が多い樹種（アオギリ、ナンキンハゼ、エンジュ、プラタナスなど） ・樹木医などによる街路樹診断によって、「要観察」「樹勢が弱っている」または「樹形がひどく乱れている」と判定された樹木が複数ある
②	生育環境に課題のある路線 ・植樹帯や植ますから根元がはみ出している、もしくは余裕がない ・電線類地中化等により、根系の伸長スペースが狭い
③	狭い歩道幅員や低層住宅が連なる沿線など、道路空間や沿道状況に比べて大木化している路線
④	著しい根上がりや連続して発生している路線
⑤	市民に過度な影響を与えている路線 ・歩道が逆勾配であるため民地側に多量な落ち葉がたまりやすい
⑥	地域要望が強い路線 ・地域から「植え替え」等に対するまとまった要望がある
⑦	剪定頻度が高い路線 ・毎年定期的な剪定を要する樹種である（アオギリ、ナンキンハゼなど）



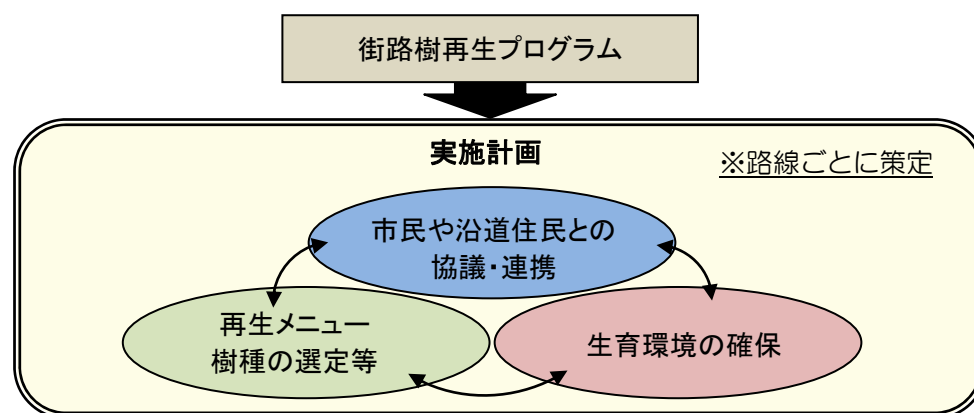
＜撤去の対象路線＞

表－5 撤去を検討する路線や樹木の要件

	対象要件
①	歩道幅員が狭く基準となる有効幅員を確保できていない路線 【基準】基本的に有効幅員 2.0m以上を確保
②	交差点、横断歩道、自転車横断帯、乗入れ施設などの付近で見通しを妨げている樹木
③	信号に近接しすぎている樹木 【基準】信号柱から 5m 以内には植栽しない
④	街路灯、電柱、道路標識に近接しすぎている樹木 【基準】街路灯・電柱・道路標識から 3m 以内には植栽しない
⑤	植栽間隔が基準よりも狭い場合、間伐しても問題のない樹木 【基準】植栽間隔は 10～12m とする
⑥	2列植栽や沿道にある公園や樹林地の樹木と競合している路線で、撤去しても十分な緑を確保できる路線



実施にあたっては、現状の課題を踏まえて、地域にふさわしい樹種の選定や生育環境の確保策など将来にむけた取り組みメニューを示して、地域の皆様と協議・連携をしながら進めます。



【市民や沿道住民との協議・連携の方針】

- ①事前周知・説明を積極的に行う。
- ②沿道住民等と協議・調整した上で計画作成・事業実施する。
- ③植え替え後も維持管理について沿道住民等と連携を図る。



現地での説明看板の設置



沿道住民との協議・調整

【再生メニュー 樹種の選定等の方針】

- ①歩道幅員や沿道環境と調和した樹種への更新（又は撤去）を行う。
- ②比較的落ち葉が少なく定期的な剪定をあまり要しないものなど、管理のしやすいものに配慮する。
- ③花や季節感、景観の向上など魅力を高める。



ハナミズキ

街並みに合ったコンパクトで季節感のある花木



イチョウ

広い道路に合ったボリュームと高さのある樹種

【生育環境確保の方針】

- ①道路施設や建築限界、植栽間隔に配慮する。
- ②有効幅員を確保しつつ、できるだけ広い植ます（植樹帯）とする。場合によっては道路構造を見直す。
- ③根上がり防止対策や土壌の改良を行う。



アオギリ

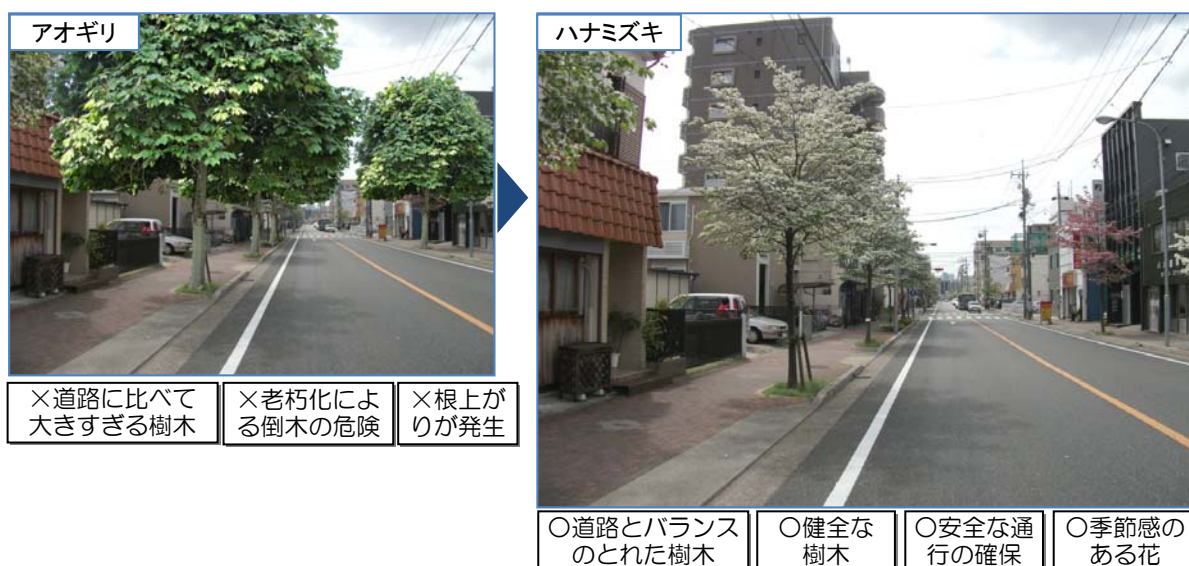


広さに余裕があり、根上がりしにくい植ますへの改良

図－11 実施計画の作成

(2) 更新による街路樹の再生

街路樹は緑豊かな都市景観を提供する一方で、その一部は大木化や老朽化、生育環境の悪化により倒木などの事故リスクが高まっています。課題を抱えた街路樹については、道路空間と調和した街路樹（ハナミズキ等）へ更新（植え替え）することにより、歩行者等の安全の確保や都市魅力の向上、維持管理コストの縮減を目指します。



図－12 街路樹の更新イメージ

(3) 不適合木の撤去

安全な通行や見通しの確保を図るため、必要な有効幅員が確保できてない狭幅員歩道の街路樹を道路改良等の機会にあわせて撤去します。また、信号機や道路標識に近接した街路樹など、道路空間緑化基準に不適合な街路樹を撤去します。



図－13 街路樹撤去の例

2 再生方針2 樹高抑制・間伐と剪定管理による樹形再生

再生方針2 樹高抑制・間伐と剪定管理による樹形再生

- ねらい**
- 事故リスクが増大した大高木を樹高抑制や間伐することで点検や管理を容易にし、安全性を確保します
 - 樹種ごとに適切な頻度で定期的な剪定を行い、街並みと調和の取れた樹形を再生し魅力を高めます

現在の街路樹の一部には、植栽後 40 年以上を経て大木化が進んだ結果、道路空間や沿道環境とのバランスが悪くなり、安全面や景観面で問題を抱えているものがあります。

今後、若い街路樹の育成を進める一方で、成長した街路樹については、安全性の確保と都市魅力の向上のため、大高木の樹高抑制や定期的な剪定を行い、道路空間や街並みと調和のとれた樹形に再生します。

取り組み

(1) 安全性確保のための大高木の樹高抑制・間伐

大きくなりすぎた樹木（大高木）については、枯れ枝落下事故のリスクを低減するとともに、汎用リフト車で点検や管理が可能な高さまで樹高を下げるために、剪定による樹高の引き下げや重なり合っている樹木の間伐を行い、その上で、街並みと調和のとれた樹形をつくっていきます。樹高抑制は、対象路線を街路樹再生プログラムに位置付けて計画的に実施します。

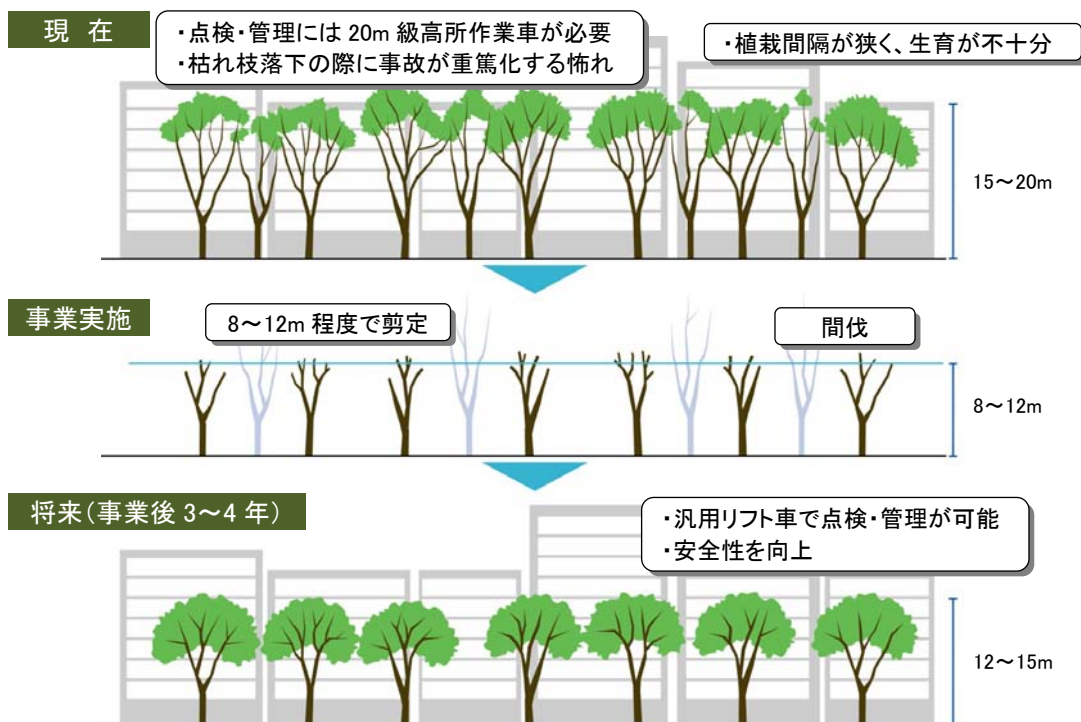


図-14 樹高抑制・間伐のイメージ

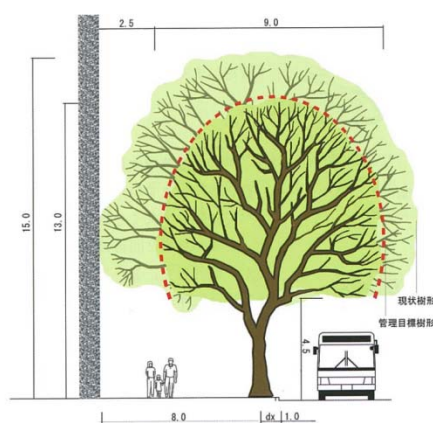
(2) 街並みと調和のとれた樹形をつくる剪定管理

街路樹を健全に保ち、かつ街並みの景観向上など路線毎に求められる機能を発揮させるために、定期的な剪定（整姿剪定）を行います。樹種毎の特性や地域の状況にあわせて概ね1年から3年に1回の頻度で継続し、街並みと調和のとれた樹形を維持します。

剪定にあたっては、大量な落ち葉による影響を防ぐとともに、強剪定による樹勢の衰退や景観の悪化につながらないように、道路幅員や沿道特性などに応じて、街並みと調和のとれた目標樹形・樹高を設定して行います。こうした剪定管理により、限られた生育空間の中で樹木本来の自然樹形にできるだけ近づけ、美しい街路樹をつくり、都市魅力の向上を図ります。

表－6 主な樹種の標準的な剪定頻度

樹種名	標準的な頻度	樹種名	標準的な頻度
ナンキンハゼ	1年に1回	トウカエデ	1～2年に1回
アオギリ		イチョウ	3年に1回
アメリカフウ等		エンジュ	



出典：美しい街路樹をつくる-街路樹のつくり直し-
((一社) 日本造園建設業協会)

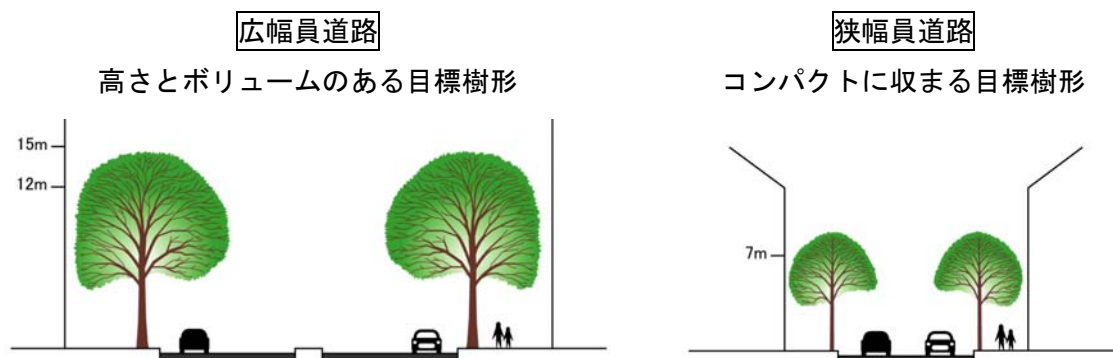


統一性があり美しい並木



出典：美しい街路樹をつくる-街路樹のつくり直し-
((一社) 日本造園建設業協会)

図－15 剪定による樹形のつくり直し



図－16 街並みと調和のとれた目標樹形

3 再生方針3 名古屋の顔となるシンボル並木の形成

再生方針3 名古屋の顔となるシンボル並木の形成

- ねらい**
- 街路樹の質の向上や利活用により、都市や地域の魅力を高めます
 - 街路樹を通じた市民や事業者の多様な参画を実現し、まちづくりの充実を図ります

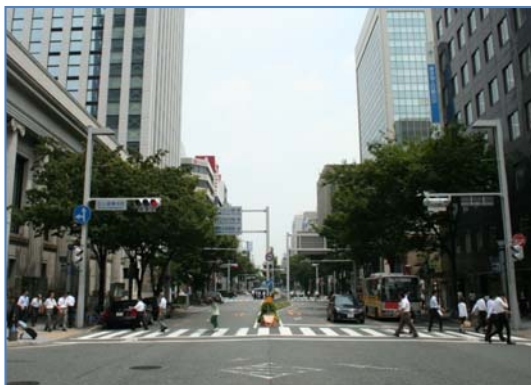
まちや沿道の特性に応じて、都市や地域の魅力向上につながるメリハリのある並木づくりを進めます。

名古屋の顔となるような路線では、街路樹の美しさや安らぎなどを活かしたシンボリックな並木づくりを行い、都市のブランド力の向上に役立てます。また、市民・事業者が街路樹の整備や維持管理に関わる機会の充実など、地域との連携強化に努めるとともに民間主体による街路樹づくりを進めます。

取り組み

(1) シンボル並木の育成管理

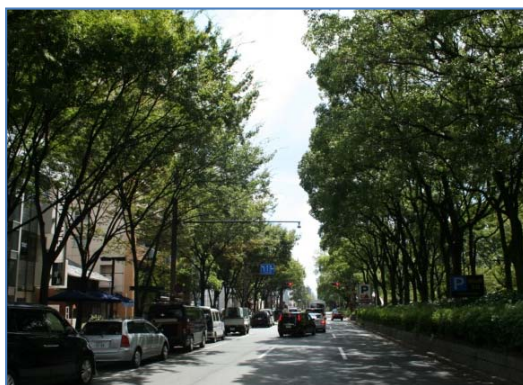
名古屋を代表する路線にある街路樹については、並木の美しさが都市の魅力の向上につながるよう配慮した質の高い維持管理に努めます。



広小路通のケヤキ



大津通のケヤキ



久屋大通のケヤキ（左）・クスノキ（右）



桜通のイチョウ

(2) 地域との連携強化

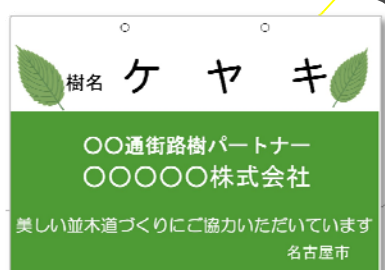
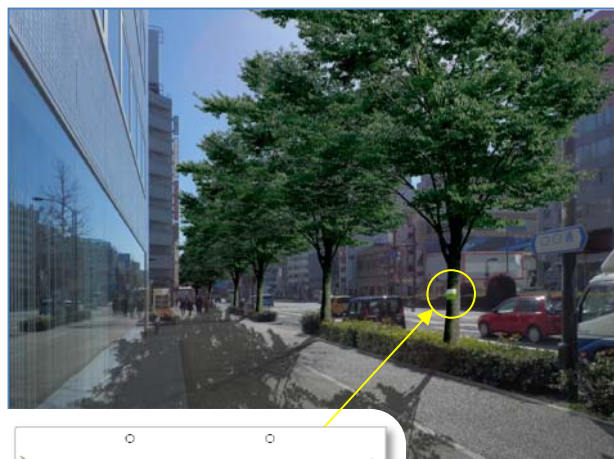
それぞれの地域が親しみと誇りを持てる並木を形成していくために、地域の住民や事業者が街路樹の整備や維持管理などに関わることができる取り組みを充実させ、より一層の連携強化を図ります。



地域への積極的な情報発信



地域との協働による整備



整備から維持管理まで地域や事業者が主体的に関わることができるパートナー制度

(3) 民間主体による街路樹づくりの促進

民間再開発の際に、地域全体の魅力の向上につながるよう事業者による街路樹づくりを促進します。また、エリアマネジメントなど地域のまちづくりにおいて、並木の愛護や花壇づくりといった利活用を広げます。



沿道の緑化と一体となった街路樹整備
(千種区セントラルガーデン)



官民協働による道路と民地の再整備
(東京都丸の内仲通り)

